

民事提訴通告書

先日、憐イー・ストア・ビューティーから商品を通販販売にてお買い求めいただいた際の入金が平成19年6月20日現在、未だ確認されておりません。貴殿から、発注されたにもかかわらず連絡が無い為、平成19年6月20日をもって私ども井上合同法律事務所が代理人として担当させていただくことになりました。今後は当事者間での解決が見込めない為、小額民事訴訟の手続きを執らせていただきます。

なお、以下の裁判執行予定日までに連絡無き場合、指定簡易裁判所から口頭弁論通知書の送付後に出廷となり、当方の主張が全面的に受理され訴訟を開始させていただきます。その後、債務者の給料差し押さえ及び、動産物、不動産物等の財産の差し押さえを執行官立ち会いのもと強制執行とさせていただきますのでご了承ください。

以上を持ちまして提訴通告とさせていただきます。

裁判執行予定日 平成19年 7月 20日 (金)

なお、提訴内容などの詳しい内容のお問い合わせは井上合同法律事務所までご連絡ください。

憐イー・ストア・ビューティー

代表取締役 原 鉄也

〒



TEL 03-3462-

FAX 03-3462-

井上合同法律事務所

代表弁護士 井上 光

〒



TEL 03-3476-

FAX 03-3467-

受付 平日9時～19時、土日 定休